

首都圏大規模水害広域避難タイムラインについて

令和 6 年 3 月 2 7 日（水）

首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会

首都圏大規模水害広域避難タイムラインについて

○前回（第4回）検討会で示した「広域避難タイムライン作成に向けた検討の方向性」に従い、首都圏大規模水害広域避難タイムラインを作成した。

【首都圏大規模水害広域避難タイムラインの方向性】

未曾有の大規模水害から住民の命を守る（都内ゼロメートル地帯の約250万人など）ためには、住民への意識啓発とともに、国、都県、区市町村、交通事業者、報道機関等の連携が不可欠であるため、**関係機関が一丸となって広域避難オペレーションを実行できるよう、タイムラインを作成。**

大規模水害広域避難タイムライン作成の方向性

時間	タイミング・判断基準	関係機関				
		国 (内閣府、国交省、 気象庁etc)	都県	区市町村	交通機関 (鉄道、バスetc)	報道機関 (メディア、キャリア)
5日以上前	1. タイミング・判断基準の整理					
4日前	①気象情報 (台風の気圧・風速) ②特別警報・警報・注意報 (大雨・高潮・暴風)					
3日前	③水位(高潮・河川) ④交通機関の運行状況 (鉄道・バス・ 道路(高速道・一般道))					
2日前	⑤避難の状況					
1日前	3. 情報伝達のタイミング及び内容の整理 各タイミングにおいて的確な避難行動を取っていただくために、 伝えるべき情報のタイミングと内容を整理					
氾濫発生						

天候良好 (5日以上前)

晴天・曇天 (4日前)

雨天・暴風雨 (1日前)

天候悪化 (氾濫発生)

2. 関係機関の役割分担の整理
「誰が」「いつ」「どのように」対応するかを関係機関間で役割分担を整理

3. 情報伝達のタイミング及び内容の整理
各タイミングにおいて的確な避難行動を取っていただくために、伝えるべき情報のタイミングと内容を整理

広域避難ならではの対応が必要なフェーズ

これから決めていくべきこと

首都圏大規模水害広域避難タイムラインについて

【首都圏大規模水害広域避難タイムラインのポイント】

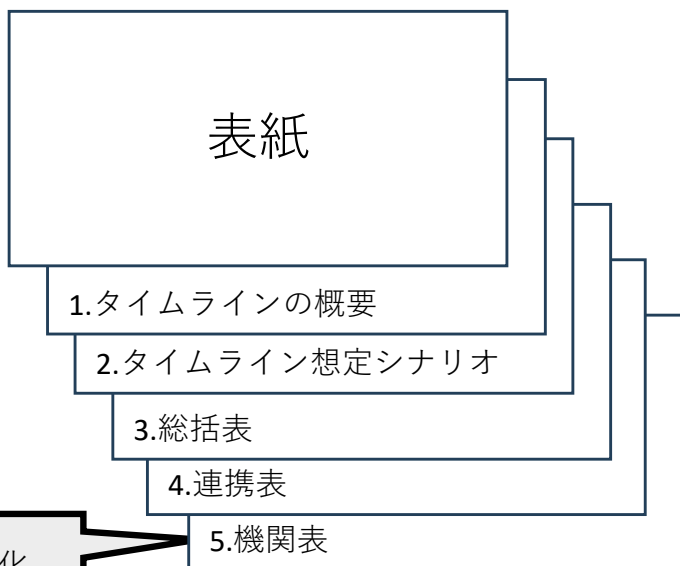
- ① 首都圏ならではの鉄道等を利用した広域避難を成し遂げるため、**関係機関が自身の役割を認識し、行動にかなげられる計画を実装したこと**
- ② **関係機関間で連携して取り組む全ての実施内容及び役割を明示したこと**
- ③ 社会的機運の醸成とタイムラインの実効性を高めるため、**各機関が平時から取り組むべき広域避難に関する普及啓発策を盛り込んだこと**

【首都圏大規模水害広域避難タイムライン作成時の工夫】

- 各機関が、対象災害を具体的にイメージできるように**モデル台風を設定し**、台風経路や規模、河川水位等を提示
- 多数の関係機関の具体的な意見を反映しやすくするため、**ワークショップを開催**

【機関表による各主体の実施内容の明確化】

タイムラインの構成イメージ



【ワークショップ開催】



首都圏大規模水害広域避難タイムラインについて

広域避難のポイントを踏まえ、3つの視点からタイムラインを検討

【視点1】

リードタイムの長い広域避難の流れを、俯瞰的に1目でわかりやすく把握できるタイムラインとすること

日時	タイミング	関係機関			
		国	都	区	A
5日以上前	事前協議				
4日前					
3日前	共同検討				
2日前	自主避難を促す情報		・自治体との情報共有 ・避難の呼びかけ		
1日前	広域避難を促す情報		× ×		
氾濫発生	垂直避難を促す情報 緊急安全確保				

時間経過を示すと膨大になることから、全体像を把握できる工夫が必要

【視点2】

広域避難の対応において、自機関の具体的な行動がわかるタイムラインとすること

タイミング	種類	実施項目	具体的事項
自体体との情報共有	●●	●●●	●●●
自主避難を促す情報	□□	□□□	□□□
自主避難を促す情報	呼びかけ	自主的な避難の呼びかけ	・東京都防災Xで、区の発令情報を周知

時間経過と対応者を網羅することは困難であることから、固有の行動計画を詳細に把握できる工夫が必要

行動毎にどの機関と連携して取り組むのかが分かるような工夫が必要

【視点3】 関係機関毎の対応状況が、横のつながりで見えるタイムラインとすること

タイミング	種類	実施項目	実施内容	関係機関												判断基準		
				国	都	区	A	B	C	D	E	F	G	H	I		J	
自主的な避難を促す情報	呼びかけ	自主的な避難の呼びかけ	HP・SNS等		★	★	△					△						

ワークショップの実施について

○実効性のある首都圏大規模水害広域避難タイムラインを作成するにあたり、関係機関間で課題及び対応方法を検討・共有するため、**検討会・WGの場とは別にワークショップを2回実施**

【ワークショップのポイント】

- ・情報の発信・伝達についても検討を深めるため、WG構成機関に加え、**報道機関等からも参加**
- ・災害時にタイムラインを活用できるよう、各機関における**実務の担当者が参加**
- ・関係機関間の連携について深く議論できるよう、**対面形式で実施**

	目的	実施内容	参加者数
第1回ワークショップ R5年12月7日・8日	広域避難の意義と、避難のために必要な行動、行動を促す情報等について議論し、関係者の意識を深める	想定する災害（モデル台風）をもとに、 住民視点で行動を確認	12月7日：16団体25名 12月8日：16団体30名
第2回ワークショップ R6年2月29日	第1回のワークショップを踏まえ、関係者間で議論のうえ、各機関の機関表の素案作成を目指す	第1回の結果をもとに、 各機関の行動を検討	29団体40名

（主な意見・気づき）

第1回ワークショップ

- ・広域避難の促進にあたっては、**平時の取組が重要**
- ・関係機関の情報共有や呼びかけ内容の統一化が重要 等

第2回ワークショップ

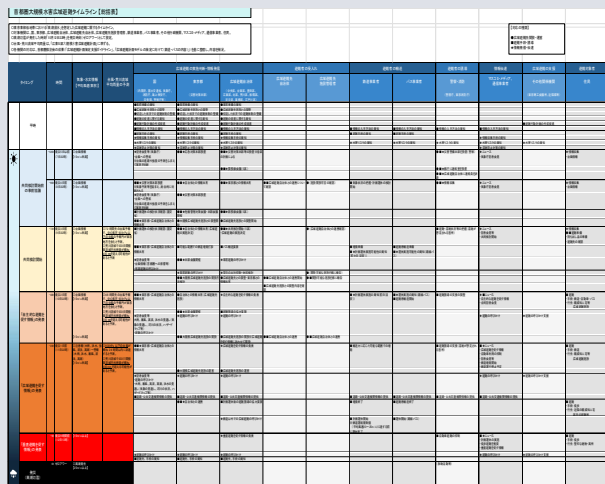
- ・行政の検討状況を鉄道事業者や報道関係者に共有することで、各機関としての取組の準備が速やかにできるなど、**関係機関間の連携の必要性** 等



首都圏大規模水害広域避難タイムラインの作成

首都圏大規模水害広域避難タイムラインは、以下の3表で構成している。

総括表 (総括タイムライン) < 1種類 >



- 全体像を俯瞰的にわかるように1枚で示したタイムライン
- 広域避難時のオペレーションの全体の流れを把握するために活用

連携表 (関係機関連携タイムライン) < 2種類 >



- 関係機関の全ての取組事項と各々のつながりを確認できるタイムライン
- 平時や災害時において、関係機関間で実施する詳細な内容を確認するために活用

機関表 (主体別タイムライン) < 2種類 × 主体別 >



- 関係機関の主体毎に実施する内容を示したタイムライン
- 各機関が、平時からの取組や、災害時の行動をより詳細に確認するために活用

➤令和6年出水期より運用開始、今後も継続してブラッシュアップ

首都圏大規模水害広域避難タイムラインの取扱いについて

【位置付け】

○避難までのリードタイムが長く、かつ関係機関が行政、交通事業者、報道機関等と多岐にわたる「広域避難」の特殊性を踏まえると、災害時に円滑なオペレーションを実施するためには、**全ての機関が「共通認識」のもと、各々が実施する対応、行動について「タイミング」、「内容」を共有することが必要**であり、本タイムラインは、広域避難に係る**関係機関間の連携の基礎**となり、**住民の命を守る行動に繋がるツール**として活用するものである。

【既存計画との関係】

○東京東部低地帯における水害を対象としたタイムラインについては、既に作成・運用されているものがある。
○**これらの既存計画と本タイムラインは、相互に補い合う関係**にある。例えば、広域避難先施設の開設運営に関する事項や鉄道計画運休に関する事項、報道機関等との連携に関する事項は、本タイムラインで新たに整理した内容である。一方で、避難を促す情報の発表基準や、機関間の情報共有方法（WEB会議活用）等は、既存計画にて具体化されているものであり、本タイムラインと既存計画が今後整合を図りながら運用していく必要がある。

【タイムラインの取扱い】

○**タイムラインは関係機関間での相互理解と、連携の促進を図るため、原則公表**とする。
○公表の対象は、作成経緯・特徴を示した**報告書**（資料2、資料3）と、**タイムラインの総括表、連携表、機関表**（資料3巻末資料）とする。

首都圏大規模水害広域避難タイムラインの運用と更なる拡充に向けて

1 タイムラインの運用と充実

- 本タイムラインにより、関係機関の広域避難対応・連携事項について、一定の内容を整理した。よって、令和6年度より、本タイムラインを用いた広域避難オペレーションの運用を開始し、広域避難の実行性を高める。ただし、機関表に記載の各機関の実施内容については、機関間で表現に差があることから、より具体化、充実することが必要。
- 特に、「**実施内容に関する具体的な事項**」の欄は、各機関の広域避難時のオペレーションの詳細を確認できるようにするために重要な内容と考えられることから、今後、各機関内での検討や、関係機関との協議、訓練等の機会を通じて、**より具体的な内容にブラッシュアップ**され充実していくことが望ましい。
- 既に記載されている内容についても、新たな取組の追加や実施方法の変更等に応じて更新が必要。

2 各機関内で運用する内部用タイムラインの作成

- 機関表は、各機関において、広域避難時のオペレーションの具体的な内容を確認する役目があるが、公表することで、各者に不利益が及ぶ等の理由から**記載できないと判断されたものが一部あると認識**している。
- そのような場合、今回作成したタイムライン（公表版）とあわせて、**各機関内で運用する内部用のタイムライン**を別途作成し、充実を図ることも必要。

3 「今後の取り組むべき事項」のタイムラインへの反映

- 機関表には、現在実施している内容のみを記載しているが、ワークショップでは「**今後の取り組むべき事項**」について多くのアイデアを頂いている。
- 広域避難時のオペレーションをより実効性の高いものにするため、これらの効果や実施方法を検討し、首都圏大規模水害広域避難タイムラインへの反映を進める必要がある。

今後の検討会の進め方について

○令和6年度は、前述の課題に対する対応を行いつつ首都圏大規模水害広域避難タイムラインのブラッシュアップを図りながら、その成果を活用して、**各自治体が広域避難計画を策定できるよう、広域避難計画モデル（ひな型）の作成を進める。**

【広域避難計画モデル（ひな型）の作成に向けて必要な検討】

令和4年3月に公表した「広域避難計画策定支援ガイドライン」で示した計画に必要とする以下の事項について検討を進める。

- (1) 避難手段の確保に関する検討
- (2) 住民の避難誘導に関する検討
- (3) 広域避難情報等の発信に関する検討
- (4) 首都圏大規模水害広域避難タイムラインの更なる拡充に向けた検討

(1)～(3)の検討とともに、図上訓練等により各機関の取り組むべき内容の精査など、(4)のタイムライン拡充に係る検証に着手

➡上記を踏まえ、**広域避難計画モデル（ひな型）の作成を目指していく。**